様式第五（第九条第一項関係）

承継届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 10 条第３項の規定により届け出ます。

記

承継年月日	年　　月　　日	
承継の原因		
承継者に関する事項	名称	
	住所	
	認定番号	
	認定年月日	
被承継者に関する事項	名称	
	住所	
	認定番号	
	認定年月日	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第９条第１項各号に掲げる書類及び被承継者に係る認定証を添付すること。

様式第六（第九条第一項第一号関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

譲渡人　名称
　　住所

譲受人　名称
　　住所

下記のとおり、認定匿名加工医療情報作成事業者の認定事業の全部の譲渡がありましたことを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
譲渡の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第七（第九条第二項関係）

譲渡及び譲受け認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（譲渡人）（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先
（譲受人）（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第10条第4項の規定により申請します。

記

承継年月日	年　　月　　日
譲渡人及び譲受人の名称及び住所	（譲渡人）名称： 住所： （譲受人）名称： 住所：
譲渡及び譲受けの理由	
譲渡人に係る認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．医療情報の整理の方法

２．医療情報の加工の方法

３．医療情報等及び匿名加工医療情報の管理の方法

４．匿名加工医療情報作成事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所

氏名：

住所：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第９条第２項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る認定証を添付すること。

様式第八（第九条第二項第一号関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

譲渡人　名称
　　住所

譲受人　名称
　　住所

下記のとおり、認定匿名加工医療情報作成事業者の認定事業の全部の譲渡が行われることを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
譲渡の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第九（第九条第三項関係）

合併認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
合併する法人の名称
連絡先
（郵便番号）
住　　所
合併する法人の名称
連絡先

下記のとおり、法人の合併後の地位の承継について認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第10条第５項の規定により申請します。

記

承継年月日	年　　月　　日
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名称： 住所：
合併の理由	
合併に係る認定事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．医療情報の整理の方法

２．医療情報の加工の方法

３．医療情報等及び匿名加工医療情報の管理の方法

４．匿名加工医療情報作成事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：

住所：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第９条第３項各号に掲げる書類及び被承継者に係る認定証を添付すること。

様式第十（第九条第四項関係）

分割認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
分割する法人の名称
連絡先

下記のとおり、法人の分割後の地位の承継について認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第10条第6項の規定により申請します。

記

承継年月日	年　　月　　日
分割により認定事業を承継する法人の名称及び住所	名称： 住所：
分割の理由	
分割に係る認定事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．医療情報の整理の方法

２．医療情報の加工の方法

３．医療情報等及び匿名加工医療情報の管理の方法

４．匿名加工医療情報作成事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第

９条第４項各号に掲げる書類及び被承継者に係る認定証を添付すること。

様式第十一（第九条第四項第一号関係）

事業承継証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

被承継者　名称
　　住所

承継者　　名称
　　住所

下記のとおり、分割によって認定匿名加工医療情報作成事業者の認定事業の全部の承継が行われることを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
承継の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十二（第九条第五項関係）

認可の申請をしない旨の届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 10 条第８項の規定により届け出ます。

記

承継予定年月日	年　　月　　日	
承継の原因		
認可の申請をしない理由		
承継者に関する事項	名称	
	住所	
被承継者に関する事項	名称	
	住所	
	承継に係る認定事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　被承継者に係る認定証を添付すること。

様式第十三（第十条関係）

廃止届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定事業を廃止するので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 11 条第１項の規定により届け出ます。

記

廃止予定年月日	年　　月　　日
廃止しようとする理由	
廃止に係る認定事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　認定証を添付すること。

様式第十四（第十一条関係）

解散届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が合併以外の事由により解散したので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 12 条第１項の規定により届け出ます。

記

解散した法人の名称及び住所	名称： 住所：
解散年月日	年　　月　　日
解散した法人に係る認定事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　認定証を添付すること。

様式第十五（第二十六条関係）

認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定匿名加工医療情報作成事業者の委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の認定を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 29 条において準用する同法第８条第２項の規定により申請します。

記

１．医療情報等及び匿名加工医療情報の管理の方法

２．当該事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 29 条において準用する同法第８条第３項第１号、第３号及び第４号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類並びに医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第 26 条において準用する同規則第３条第２項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第十六（第二十六条関係）

認　定　証

申請のあった認定匿名加工医療情報作成事業者の委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の認定について、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 28 条の規定により認定する。

年　　月　　日

内閣総理大臣　　印

文部科学大臣　　印

厚生労働大臣　　印

経済産業大臣　　印

１　名称

２　認定番号

様式第十七（第二十六条関係）

変更認定申請書

認定番号	
認定年月日	

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定匿名加工医療情報作成事業者の委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の変更の認定を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 29 条において準用する同法第９条第１項の規定により、申請します。

記

１．医療情報等及び匿名加工医療情報の管理の方法

２．法第 28 条に規定する事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　１　変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
３　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 29 条において準用する同法第８条第３項第１号、第３号及び第４号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類並びに医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第 26 条において準用する同規則第３条第２項各号に掲げる書類のうち、変更事項に係る書類並びに認定証の写しを添付すること。

様式第十八（第二十六条関係）

変更届出書（名称等、軽微な変更）

認定番号	
認定年月日	

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 29 条において準用する同法第９条第２項に規定される変更をしたので、同項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　変更事項に係る書類及び認定証の写しを添付すること。

様式第十九（第二十六条関係）

承継届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 29 条において準用する同法第 10 条第３項の規定により届け出ます。

記

承継年月日	年　　月　　日	
承継の原因		
承継者に関する事項	名称	
	住所	
	認定番号	
	認定年月日	
被承継者に関する事項	名称	
	住所	
	認定番号	
	認定年月日	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第 26 条において準用する同規則第９条第１項各号に掲げる書類及び被承継者に係る認定証を添付すること。

様式第二十（第二十六条関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

譲渡人　名称
　　住所

譲受人　名称
　　住所

下記のとおり、認定医療情報等取扱受託事業者の認定事業の全部の譲渡がありましたことを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
譲渡の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十一（第二十六条関係）

譲渡及び譲受け認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（譲渡人）（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先
（譲受人）（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 29 条において準用する同法第 10 条第４項の規定により申請します。

記

承継年月日	年　　月　　日
譲渡人及び譲受人の名称及び住所	（譲渡人）名称： 住所： （譲受人）名称： 住所：
譲渡及び譲受けの理由	
譲渡人に係る認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．医療情報等及び匿名加工医療情報の管理の方法

２．法第 28 条に規定する事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第26 条において準用する同規則第９条第２項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る認定証を添付すること。

様式第二十二（第二十六条関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

譲渡人　名称
　　住所

譲受人　名称
　　住所

下記のとおり、認定医療情報等取扱受託事業者の認定事業の全部の譲渡が行われることを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
譲渡の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十三（第二十六条関係）

合併認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
合併する法人の名称
連絡先
（郵便番号）
住　　所
合併する法人の名称
連絡先

下記のとおり、法人の合併後の地位の承継について認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 29 条において準用する同法第 10 条第５項の規定により申請します。

記

承継年月日	年　　月　　日
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名称： 住所：
合併の理由	
合併に係る認定事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．医療情報等及び匿名加工医療情報の管理の方法

２．法第 28 条に規定する事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
　氏名：
　住所：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第26 条において準用する同規則第９条第３項各号に掲げる書類及び被承継者に係る認定証を添付すること。

様式第二十四（第二十六条関係）

分割認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
分割する法人の名称
連絡先

下記のとおり、法人の分割後の地位の承継について認可を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 29 条において準用する同法第 10 条第６項の規定により申請します。

記

承継年月日	年　　月　　日
分割により認定事業を承継する法人の名称及び住所	名称： 住所：
分割の理由	
分割に係る認定事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

１．医療情報等及び匿名加工医療情報の管理の方法

２．法第 28 条に規定する事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第 26 条において準用する同規則第９条第４項各号に掲げる書類及び被承継者に係る認定証を添付すること。

様式第二十五（第二十六条関係）

事業承継証明書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

被承継者　名称
　　住所

承継者　　名称
　　住所

下記のとおり、分割によって認定医療情報等取扱受託事業者の認定事業の全部の承継が行われることを証明します。

記

認定の年月日	
認定番号	
承継の年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十六（第二十六条関係）

認可の申請をしない旨の届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 29 条において準用する同法第 10 条第８項の規定により届け出ます。

記

承継予定年月日	年　　月　　日	
承継の原因		
認可の申請をしない理由		
承継者に関する事項	名称	
	住所	
被承継者に関する事項	名称	
	住所	
	承継に係る認定事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　被承継者に係る認定証を添付すること。

様式第二十七（第二十六条関係）

廃止届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定事業を廃止するので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 29 条において準用する同法第 11 条第１項の規定により届け出ます。

記

廃止予定年月日	年　　月　　日
廃止しようとする理由	
廃止に係る認定事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　認定証を添付すること。

様式第二十八（第二十六条関係）

解散届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、認定医療情報等取扱受託事業者である法人が合併以外の事由により解散したので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第 29 条において準用する同法第 12 条第１項の規定により届け出ます。

記

解散した法人の名称及び住所	名称： 住所：
解散年月日	年　　月　　日
解散した法人に係る認定事業の認定番号及び認定年月日	認定番号： 認定年月日：

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　認定証を添付すること。

様式第二十九（第二十八条第二項、附則第二条第一項関係）

届出日	年　月　日
届出番号	

届出書

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（第 30 条第１項・第 30 条第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

届出者の氏名又は名称　　印
住所又は居所

１．届出をする医療情報取扱事業者（以下「届出者」という）の概要

新規又は変更の別	１．新規　　２．変更（元の届出番号：　　）
届出者の氏名又は名称	（フリガナ）
届出者の住所又は居所	〒　　－ 電話　　（　　）
代表者の氏名	（フリガナ）
事務連絡者の氏名 （代表者と同じ場合には省略可）	（フリガナ） 電話　　（　　） E-mail

２．届出項目

（１）□　本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止すること。（□内に印を付けること。）

（２）□　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報の作成の用に供するものとして、認定匿名加工医療情報作成事業者に提供していること。（□内に印を付けること。）

（３）認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項目（該当するもの全ての□内に印を付けること。「その他」に該当する医療情報を提供する場合には、その具体的な内容を記載すること。）

	診察・検査・治療の内容や結果等に関する情報
	健康診断の結果等に関する情報
	調剤に関する情報
	その他 （　　）

（４）□　認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を法第 20 条及び規則第 6 条の規定による安全管理措置に基づく通信手段により提供していること。（□内に印を付けること。）

（５）本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法（該当するもの全ての□内に印を付けること。）

	受付窓口（住所：　　）
	電話（番号：　　）
	WEB（URL：　　）
	その他 （　　）

３．本届出書に係る認定匿名加工医療情報作成事業者への医療情報の提供を開始する予定日

提供開始予定日【　　年　　月　　日】

４．主務大臣による公表に関する希望（いずれかの□に印を付けること。）

□　希望なし

□　次の理由により、【　　年　　月　　日】以後の公表を希望
（公表日を指定する理由：　　）

５．□　本届出書に係る医療情報の認定匿名医療情報作成事業者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。（□内に印を付けること。）

６．添付書類（□内に印を付けること。）
□　委任状（代理人により届出を行う場合に限る。）

記載要領

１．最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
２．数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲むこと。
３．届出日は、本届出書が主務大臣に到達した日を指す。
４．本届出書には届出者により記名押印又は署名をすること。
５．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第三十（第二十八条第三項、附則第二条第二項関係）

委　任　状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先（部署名）

上記の者を代理人とし、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（第 30 条第１項・第 30 条第２項）の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

年　　月　　日

委任者所在地又は住所

委任者名称又は氏名　　印

委任者連絡先（部署名）

様式第三十一（第三十九条関係）

（表）

第　　号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第３５条第２項の規定による身分証明書

写 真	職名及び氏名 年　月　日生 年　月　日発行

発行者名　　印

（裏）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律抜粋

第三十五条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定匿名加工医療情報作成事業者若しくは認定医療情報等取扱受託事業者（これらの者のうち外国取扱者である者を除く。）、匿名加工医療情報取扱事業者若しくは医療情報取扱事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

四　第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

２　発行者は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣とする。